

弁理士のための商号の保護に関する一考察

—会社法と事例の検討を中心として—

会員 金井 倫之

概要

商号とは、商人⁽¹⁾または会社の名称である（商法11条、会社法6条1項）。商号も商標と同じく、使用により信用が蓄積すると考えられ、商標類似の機能を果たし、知的財産権としての側面を有しているといえる。商号と商標の違いは、簡単にいえば、会社等の名称と商品等の名称の違いである。商号登記は弁理士業務の範囲外であり⁽²⁾、商法、会社法や商業登記法は弁理士試験の範囲にも含まれていない。とはいえ、クライアント（会社等）からみれば、会社名か商品名であるかを問わず、営業に関する名称の保護を求めたいであろうから、商号の保護に関しても商標の相談に関連して説明を求められることもあるかもしれない。以下、商号の保護に関して、商標法、会社法、不正競争防止法の関係を整理する。商号に関する質問を受けた際の一助になれば幸いである。

1. はじめに

商号と商標の違いについてクライアントから問い合わせを受ける機会もあろう。大きくは、営業の主体を示す名称が商号、営業の客体を示す名称が商標、といえる。商号とは、商人または会社の名称であり、会社はその商号を登記しなければならない（会社法911条3項2号）⁽³⁾。法人設立の際などに法務局において登記されるものである。ローマ字等を使用することはできるが、象形文字のように商号中に使用できない文字や記号があり⁽⁴⁾、図形なども使用できない。一方で、商品等に用いる名称等は商標として特許庁による審査を経て登録を受けることにより権利が発生する。商標制度では図形や記号等も保護を受けることができる。

2. 商号の保護に関連する法律

商号の保護に関しては、パリ条約8条において、「商号は、商標の一部であるか否かを問わず、すべての同盟国において保護されるものとし、そのためには、登記の申請又は登記が行われていることを必要としない」と規定されている。我が国では、商号は会社法、商法、商標法、不正競争防止法などにより保護されている。

(1) 商標法による商号の保護

商標法で保護される商標とは、商品やサービスに用いられる名称等であるといえる（商標法2条1項、2項）。商号であろうと、商品や役務を指定すれば商標権を取得することは可能であり、商標制度の利用は、商号に関する一つの保護策といえる。権利者に無断の登録商標の使用に対しては、使用の差止め（商標法36条）、損害賠償（民法709条）等の措置を取りうる。また、消極的には、他人の商号は商標登録が認められないことがあり（商標法4条1項8号等）⁽⁵⁾、これに違反して登録された場合には異議申し立て、無効審判の対象となる（商標法43条の2、46条）。一方、自己の名称等として普通に用いられる方法で表示している限りは、商標権の効力も制限される（商標法26条1項1号）。

(2) 会社法による商号の保護

会社法8条1項は、「何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない」と規定し、商号を保護する。「名称又は商号」とあることから、その保護対象には会社の商号はもちろんのこと商標などの名称も含まれる。たとえば、自己の未登録商標を他人が会社名などとして使用している場合など、不正使用者が他人の商

標等を自己の商号または名称として使用した結果、誤認させた場合であっても本条に基づいて保護を受けることが可能と考えられる⁽⁶⁾。

なお、会社法と同様の規定が商法 12 条にあり、「何人も、不正の目的をもって、他の商人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない」と規定される。会社法はその名のとおり、旧商法のうちから会社に関係する箇所を切り出し、会社に関係する法律をまとめたものといえる。会社法と商法の関係については、会社に関係する規定であるのか、広く商人に関する規定であるのか、という違いと理解しておけばよいと思われる⁽⁷⁾。弁理士実務で遭遇するのは会社のほうが多いであろうから、本稿では会社法 8 条の規定に限定して話を進める。

(3) 不正競争防止法による商号の保護

他方で、商号の保護には、不正競争防止法も関係する。不正競争防止法 2 条 1 項 1 号、2 号は、他人の周知・著名な商品等表示と同一・類似の商品等表示を使用等する行為を禁止しており（不競法 2 条 1 項 1 号の場合には混同も要件となる）、商号についても不正競争防止法による保護が及びうる⁽⁸⁾。なお、パリ条約 8 条による保護の内容は各国で自由に定め得るものであり、周知や著名を条件として商号を保護することもよいとされる⁽⁹⁾。

商号の保護に関して、商標法、会社法、不正競争防止法の保護にはどのような相違があるのだろうか。さらに、現在、会社法 8 条は不正競争防止法の一環をなすものにとらえられているが⁽¹⁰⁾、不正競争防止法と会社法 8 条の違いはどこにあるのだろうか。

結論からいうと、商標法、会社法 8 条、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号はそれぞれ、商号の保護に関して補完しあう関係にあるといえる。本稿では、会社の商号に関する保護について、それぞれを考察したいと思う。具体的には、商標法、不正競争防止法については、弁理士であれば馴染みが深いと思うので、まず会社法 8 条の規定を検討し、その後、上記各法の差異について、ケースを用いて考察する。

会社法

第 8 条 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用

してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

3. 会社法（旧商法）による商号保護の経緯

平成 17 年に商法の抜本改正が行われ、会社法が制定された。会社法は、会社法制に関する諸法制度を見直し、旧商法や有限会社法などの各規定について、片仮名の文語体から平仮名の口語体化等を行い、一つの法典として再編成されたものである⁽¹¹⁾。

旧商法 19 条では、「他人が登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ」と規定していた。つまり、登記商号は、同一の営業に関しては同一市町村内において登記できなかった。また、旧 20 条では、1 項において「商号ノ登記ヲ為シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ対シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ケズ」と、2 項においては、「同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ他人ノ登記シタル商号ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス」と規定していた。これらは、類似商号を規制し、いわゆる商号専用権を認めていたものと解されている。

他方、未登記の商号権者に関する保護として⁽¹²⁾、旧 21 条第 1 項は、「何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号ヲ使用スルコトヲ得ズ」と規定していた⁽¹³⁾。

旧商法

第十九条 他人が登記シタル商号ハ同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第二十条 商号ノ登記ヲ為シタル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商号ヲ使用スル者ニ対シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ケズ

2 同市町村内ニ於テ同一ノ営業ノ為ニ他人ノ登記シタル商号ヲ使用スル者ハ不正ノ競争ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一条 何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ営業ナリト誤認セシムベキ商号ヲ使用スルコトヲ得ズ

2 前項ノ規定ニ違反シテ商号ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨グズ

会社法においては、類似商号か否か等の調査負担が迅速な会社設立の阻害要因となっていたこと、廃止されても会社法8条および不正競争防止法の規定によって商号につき同様の保護を図ることが可能である等の理由から、類似商号規制が廃止され、商号専用権に関する旧商法19条、20条に相当する規定は設けられていない⁽¹⁴⁾。規定が廃止された現在では、同一商号、同一住所での商号の登記が認められないのみとなっている（商業登記法27条）。たとえば、極端な話をすれば、同一商号であっても同じビルの3階と4階で住所が異なるのであれば商号が登記されるということである。つまり、商号専用権という考え方が認められないこととなった。

会社法8条は基本的に旧商法21条を継承するものと考えられている⁽¹⁵⁾。現在、会社法8条の保護対象は同2項の記載からも、会社の「営業上の利益」であると考えられる。

4. 会社法8条の要件

会社法8条第1項 何人も、不正の目的をもって、他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

- (1) 不正使用者の主体についてであるが、「何人も」とあるので、会社に限らず、会社でない商人も含まれると考えられている。
- (2) 主観的要件として、「不正の目的」とある。旧商法に関する判決であるが、「商法21条1項の「不正の目的」とは、他人の営業を表示する名称を自己の営業に使用することにより、自己の営業を当該名称によって表示される他人の営業と誤認混同させようとする意思をいうものと解するのが相当」としたものがある⁽¹⁶⁾。
公序良俗違反や権利濫用など違法な目的がある場合に、不正の目的があるというべきと考えられる⁽¹⁷⁾。
- (3) 客体は、「他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号」である。旧商法21条1項では商号のみが規定されていたが、改正により、「名

称又は商号」とされたことから、会社の商号を使用する場合に限られず、他人の商標を自己の名称や商号として使用する行為等もこれに含まれると解される。商号でなくとも、不正な使用者が他人の商標等を使用することによって、営業主を誤認させることが可能だからである⁽¹⁸⁾。不正競争防止法2条1項1号や2号と異なり、当該名称や商号が周知性や著名性を備えていることは要件とされていない。とはいえ、本条の保護対象は会社の利益である。当該名称や商号がほとんど需要者に知られていないような場合には、本条において営業主が誤認混同されることはなく、すなわち会社の利益を害しているとは認めることはできず、本条の適用は困難であると考えられている⁽¹⁹⁾。

「誤認されるおそれのある名称又は商号」とあるので、同一の商号以外にも含まれると考えられる。では、どこまでが類似の範囲としてここに含まれるのかが問題となるが、不正使用された商号が周知である場合には、顧客層に誤認混同があれば類似と判断されると考えられる。一方、周知でない場合には、旧商法19条等の判断方法に基づき、商号の主要部分について、発音・文字・観念上の類似を判定し、類似性が認められるときにはさらに商号全体につき、先に主要部分でないとしたものを加えて比較観察して判断すると考えられる⁽²⁰⁾。主要部分とならないことの多い例としては、会社の種類を表示する部分や地名を表示する部分が挙げられる^{(21) (22)}。

- (4) また、「使用」とあるが、法律行為に関して使用する以外にも、広告において用いたり、自己の商品の商標として用いる場合など事実上の使用も含まれると解される⁽²³⁾。

5. 会社法8条の効果

会社法8条2項 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(1) 侵害停止、侵害予防請求

不正競争防止法3条に規定される差止請求権とはほぼ同様の規定ぶりであり、侵害停止とその予防を認めて

いる。これは、不正競争防止法が差止請求を認めていることとの整合を図るためと考えられている⁽²⁴⁾。ただし、不正競争防止法3条2項に規定される侵害組成物廃棄等の請求については規定されていない。なお、類似商号の抹消の登記請求をすることも可能である⁽²⁵⁾。

(2) 損害賠償請求

一般に会社法8条に該当する場合には、不法行為としての要件を満たすであろうから、民法709条に基づく損害賠償請求が可能と考えられる。

6. 会社法8条、不正競争防止法、商標法の関係整理

それぞれの法律の関係について、商標法との比較を中心として、次頁図のようにいくつかの場面を設定して考えてみる。基本的に左側の会社Aを自分のクライアントと考えていただくと分かりやすいかもしれない。AやBは主体を表すと同時にその商号と考えていただきたい。また、図における商品アは、特に図①において、双方が同一の商品であることを示すために付している。なお、記述には十分注意しているつもりであるが、実際においては、ご自身にて改めて確認されたい。

(1) 図①について

会社Aは、登録商標aを有する。当然のことながら、登録商標が無権原の会社Bにより商標法にいう使用をされているのであれば、商標権侵害となる。一方、仮に、当該商標aが商標登録されていない場合でも、周知性・著名性を有すれば不正競争防止法2条1項1号、2号に該当することがある。また、当該名称が、その主体を会社Aと誤認させる態様で、会社Bにより、用いられているのであれば、会社法8条に該当する可能性もあろう。

(2) 図②について

会社Aの登録商標aが、他の営業主体により単に会社名aとして用いられている場合には、商標法26条1項1号により、商標権が制限される場合がある⁽²⁶⁾。

このような場合に、不正競争防止法や会社法8条が、商標法を補完する役割を果たすことがある。

(2-1) 不正競争防止法の適用について

図②でいうaが、周知性・著名性を有していれば、

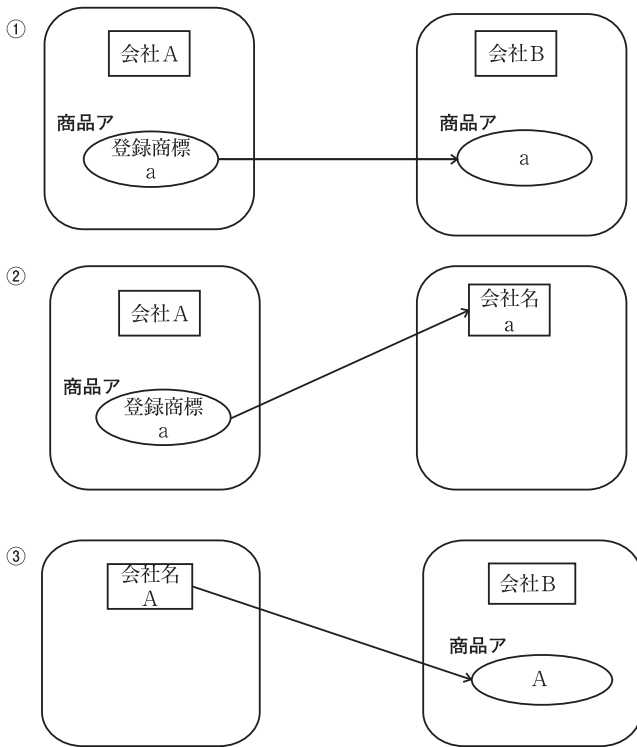
不正競争防止法2条1項1号、2号に該当する可能性がある。なお、不正競争防止法においても、商標法26条1項1号と類似の適用除外の規定が設けられ、自己の氏名を不正の目的でなく使用等した場合には、同2条1項1号、2号が適用されない旨が規定されている(不競法19条1項2号)。しかし、「自己の氏名」とあるように、「人格権の行使の一形態としての自然人の氏名の使用が適用除外の対象となるのであって、法人の商号のようにそうした要素のないものについてまで「氏名」と考えることはできないものと解」され⁽²⁷⁾、法人名について適用除外を認めなかった事例がある⁽²⁸⁾。この点、商標法では、自己の氏名のみならず名称等についても普通に用いられる方法で表示されている限りは商標権の効力が及ばない、と規定されており(商標法26条1項1号)、類似の適用除外規定であるものの、商標法と不正競争防止法では適用除外の範囲が異なる。図②のケースでは、aは会社名として用いられているので、不正競争防止法19条1項2号の適用除外は働かず、要件を満たせば、同2条1項1号、2号に該当すると考えられる。

(2-2) 会社法の適用について

また、aが周知性・著名性を有さない場合であっても、不正の目的をもって誤認させる態様で使用しているのであれば、aが需要者の間にほとんど知られていない場合を除き、会社法8条に該当することが考えられる。ただし、この場合には不正の目的と同時に、不正競争目的が認められる場合も多いと思われ、会社法8条によらずとも、商標法26条2項が働き、商標権侵害を問える場面は多いと思われる。

(3) 図③について

自社の商号Aが、他人の商品名として使用されている場合である。この場合、会社Aは、会社Bが販売等する商品アについてAの商標登録を受けていなければ、商標権侵害を主張することはできない。しかし、この場合にも、要件を満たせば図①、②の場面と同様に不正競争防止法や会社法8条による保護を受けうる場合があると考えられる。弁理士としては、このような場合に備えて、商号についても商標として使用される可能性がある場合には、商標登録されるべきことをクライアントにアドバイスすることが考えられる。



このように考えると、会社法8条による保護を受けるためには、商標権のように行政庁による審査が必要なく、また、不正競争防止法2条1項1号、2号に比べて、周知性や著名性が要求されないため適用の対象が広いなど、メリットがあるようにも思える。上記事例について、各法律間の関係という側面から再度整理する。

(4) 「商標法」⇔「不正競争防止法2条1項1号・2号および会社法8条」の関係

図①、③の場合には、会社Aが商標権を有していれば、周知性等の立証が不要であることや損害額のみなしや推定を受けられる等の立証負担の点から（商標法39条で準用する特許法103条、商標法38条等）、商標法による保護が実効性が高いといえる。

しかし、図②の場合のように、商標法26条1項1号により商標権が制限される場合には、不正競争防止法2条1項1号、2号または会社法8条により、当該商標の保護を検討することになろう。また、図③の場合でも、会社Aが商号について商標権を有さない場合には同様に、不正競争防止法、会社法による保護の可能性もある。

(5) 「不正競争防止法2条1項1号・2号」⇔「会社法8条」との関係

会社法8条では、不正の目的で他の会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用することが要件となる。一方、不正競争防止法2条1項1号、2号では、主観的要件は規定されておらず、周知・著名性が必要とされる。周知・著名性を必要としない分、保護される対象は会社法のほうが広いともいえる。ただし、周知・著名な他人の商号と同一・類似の商号を使用すれば、通常、故意または過失が認められるため、不正の目的という主観的要件の立証を必要とする会社法に比べ、不正競争防止法に基づくほうが、立証は容易であると考えられる⁽²⁹⁾。

また、不正競争防止法では、損害額の推定やみなしを受けられるのに比して（不競法5条）、会社法にはこのような規定はない。これは、不正競争防止法で要求されている周知性や著名性の要件を満たす場合には、違法性の程度も大きく、経済的損失も大きいと予想されることから、不正競争防止法ではより手厚い保護を講じているためと説明される⁽³⁰⁾。

その他、不正競争防止法は信用回復措置請求を規定し（不競法14条）、罰則についても不正競争防止法のほうが重い（不競法21条2項、会社法978条3号）。

以上より、商号の保護に関して、不正競争防止法と会社法を比較すると、概して、会社法によるよりも、不正競争防止法によるほうが、実効性が高いといえよう。

総括すると、上記(4)および(5)からわかるように、商標登録されていない場面や商標権が制限される場面、また、周知性や著名性の要件を満たさず、不正競争防止法2条1項1号、2号の適用を受けることが難しい場面について、会社法8条が商号の保護を補完していると考えられよう。会社法8条の立証負担は厳しいものであるが、商標法、不正競争防止法との関係で整理して理解しておくことに意味はあると思われる。

7. おわりに

以上のように、商標法、不正競争防止法、会社法8条はそれぞれ会社等の名称の保護に関して、補完しあう関係にある。もちろん費用的な問題はありますが、企業ブランドの法的防衛の観点からは、商号についても商標登録はなされるべきといえよう。その上で、弁理士

としては、クライアントに対して、商標法による保護が及ばない範囲を補完しうる不正競争防止法や会社法による保護に関して、その制度の説明ができればよいのではなかろうか。

末文となり恐縮であるが、本論考の執筆にあたっては、会社法の記述を中心に、桐蔭横浜大学法科大学院江口眞樹子教授よりご指導をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

注

- (1) 商法4条においては、「この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう」と規定される。
- (2) 登記手続についての代理は、司法書士会に入会している司法書士または司法書士法人でない者は行うことができない（司法書士法73条）。
- (3) 個人事業者などの商人については、「商人は、その商号の登記をすることができる」とされ（商法11条2項）、登記義務はない。
- (4) 相沢哲、葉玉匡美、郡谷大輔編著「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006年）12頁参照
- (5) 最高裁昭和57年11月12日第二小法廷判決では、「株式会社の商号は商標法四条一項八号にいう「他人の名称」に該当し、株式会社の商号から株式会社なる文字を除いた部分は同号にいう「他人の名称の略称」に該当するものと解すべきであつて、登録を受けようとする商標が他人たる株式会社の商号から株式会社なる文字を除いた略称を含むものである場合には、その商標は、右略称が他人たる株式会社を表示するものとして「著名」であるときに限り登録を受けることができないものと解するのが相当である」と判示される。
- (6) 江頭憲治郎編「会社法コンメンタール 総則／設立 [1]」（商事法務、2008年）139頁〔行澤一人〕参照
- (7) 会社を商人とみなす旨の規定は置かれていないが、これは商法により商人に適用される規律はすべて会社法において規定されていること、会社（外国会社を含む。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とすることとし（会社法5条）、商法に規定される商行為に関する規律が会社にも適用されることから、会社を商人とみなす必要性がないという理由によるものである（相沢哲編「一問一答新・会社法」（商事法務、2005年））。
- (8) 不正競争防止法に基づいて類似商号の使用差止めが認

- められた事例として、最高裁昭和58年10月7日第二小法廷判決（日本ウーマンパワー事件）
- (9) 後藤晴男「パリ条約講和第13版」（発明協会、2007年）450頁
 - (10) 江頭編・前掲（6）143頁〔行澤一人〕
 - (11) 相沢哲編「立案担当者による新・会社法の解説」（別冊商事法務295号）（商事法務、2006年）1頁～10頁参照
 - (12) これと異なる有力な考えとして、中山信弘教授は、「商法21条はグッド・ウィル維持のための規定ではなく、営業主を誤認せしめる他人の標識を不正の目的で商号として用いることを禁じた規定であり、営業主の誤認を防止し、被冒用者の権利を保護すると共に、一般消費者の保護にもつながっている規定である」と主張された。旧商法21条は不競法によっても保護されない個人標識までも保護範囲に含み、我国不競法の不備を補い、かつ不競法の一部を形成しているとされ、旧商法21条を、より一般化した形で不競法に吸収すべき、とした主張は興味深い（中山信弘「商号をめぐる商法と不正競争防止法の交錯」鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題（中）（有斐閣、1975年）632頁）。ただ、現在では、被不正使用者は、商人または会社と規定されるため（商法12条、会社法8条）、これ以外の者の氏名・名称を商号として使用する行為は会社法8条や商法12条による保護の対象とならないと考えられる（江頭憲治郎、門口正人編「会社法体系1 会社法制 会社概論 設立」（青林書院、2008年）、121頁〔岩淵正紀、野下えみ〕）。現在、商人・会社以外の一般人の名称に関しては、判例上認められつつあるパブリシティ権等により対応できようが、これらを明文化して規定するためにも、不競法において旧商法21条を一般化した規定を設けることが検討されてもよいのではなかろうか。
 - (13) 旧商法21条に基づく商号使用の禁止が認められた例として、最高裁昭和36年9月29日判決があり、不正の目的に関する判断事例となるので紹介する。裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）の同判決裁判要旨には、「わが国においてとくに市民の生活と関係のある有数の大会社で、世人にあまねく知られている甲会社が本店を移転する計画で建設した新社屋の所在地と同一行政区画内において、甲会社と同一の事業を営むに足りる能力および準備のない乙会社がその商号および目的を甲会社と同一のものに変更し、これを登

記したこと、そのため、甲会社は新社屋所在地に本店移転の登記をすることができなくなつたこと、乙会社の裏書のある手形が銀行に呈示されたため、同一商号の甲会社に対し銀行から問合せがあつたこと、その他乙会社が甲会社の商号と同一の商号を使用することについて原判決理由記載の事情があるときは、甲会社は商法第二条の規定により、乙会社に対し、該商号の使用の禁止を請求することができる」とある。

- (14) 相沢編・前掲 (11) 11 頁～12 頁参照
- (15) 江頭編・前掲 (6) 136 頁 [行澤一人]
- (16) 東京地裁平成 10 年 7 月 16 日判決
- (17) 酒巻俊雄, 龍田節編「逐条解説会社法第 1 巻総則・設立」(中央経済社, 2008 年) 123 頁 [大塚龍児]
- (18) 江頭編・前掲 (6) 139 頁参照 [行澤一人]
- (19) 江頭編・前掲 (6) 142 頁 [行澤一人]
- (20) 酒巻／龍田編・前掲 (17) 124 頁 [大塚龍児]
- (21) 味村治「新訂 詳解商業登記 [下巻]」(きんざい, 1996 年) 328 頁～330 頁
- (22) 商号の調査は、各法務局や、インターネット登記情報提供サービス (<http://www1.touki.or.jp/gateway.html>) において行うことができる。
- (23) 江頭編・前掲 (6) 141 頁～142 頁 [行澤一人]
- (24) 江頭編・前掲 (6) 143 頁 [行澤一人]
- (25) 相沢／葉玉／郡谷編著・前掲 (4) 13 頁
- (26) フランチャイズの名称であるが、自己の名称の表示が商標法 26 条 1 項 1 号に該当し、商標権の効力が及ばないと判断した事例として、最高裁平成 9 年 3 月 11 日第

三小法廷判決(小僧寿し事件)(平成 6 年(オ)第 1102 号)がある。本判決では、「商標法二六条一項一号により本件商標権の禁止的効力が及ばないとした点は、正当である」とし、「フランチャイズ契約により結合した企業グループは共通の目的の下に一体として経済活動を行うものであるから、右のような企業グループに属することの表示は、主体の同一性を認識させる機能を有するものというべきである。したがって、右企業グループの名称もまた、商標法二六条一項一号にいう自己の名称に該当するものと解するのが相当である。

本件において、「小僧寿し」は、フランチャイズ契約により結合した企業グループの名称である小僧寿しチェーンの著名な略称であり、…その書体、表示方法、表示場所等に照らし、右略称を普通に用いられる方法で表示するものということができるから、右各標章の使用には、本件商標権の禁止的効力が及ばないというべきである。」と判示された。

- (27) 山本庸幸著「要説 不正競争防止法 第 4 版」(発明協会, 2006 年), 374 頁
- (28) 経済産業省知的財産政策室編著「逐条解説不正競争防止法(平成 18 年改正版)」(有斐閣, 2007 年), 159 頁参照
- (29) 江頭憲治郎, 門口正人編「会社法体系 1 会社法制 会社概論 設立」(青林書院, 2008 年), 122 頁～123 頁 [岩淵正紀, 野下えみ]
- (30) 江頭編・前掲 (6) 143 頁 [行澤一人]

(原稿受領 2009. 4. 28)